

監 查 事 務 局

## 27 監査事務局

### 1. 基本方針

監査委員は、公正で合理的かつ能率的な市の行政運営確保のため、違法、不正の指摘にとどまらず、指導に重点を置いて監査等を実施し、もって、市の行政の適法性、効率性、妥当性の保障を期するものとする。

### 2. 監査委員の使命

監査委員は、法令により定められた権限に基づいて、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに市の事務（地方自治法施行令第140条の5に定める事務を除く。）の執行について監査等を実施し、その結果に関する報告を決定する。これを議会及び市長等に提出し、公表するなどにより、民主的かつ能率的な行政の執行確保に資し、もって住民の福祉の増進と地方自治の本旨の実現に寄与する。

### 3. 監査委員の責務

監査委員は、市の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有し、その職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して、監査等を実施しなければならない。

#### 機 構

監査委員 (定数2人)	〔	識見を有する者	1人	
		議会選出	1人	
事務局 (定数4人)	—	現員4人	事務局長 1人 (選挙管理委員会事務局参事兼務)	監査書記 3人 (1人は選挙管理委員会事務局長が兼務)

#### 令和4年度監査等実施計画

##### ○ 定期監査

総務企画部	市長公室・総務課・企画課・デジタル推進課・危機管理課・財政課
市民環境部	税務課・市民課・生活環境課
保険福祉部	福祉課・こども家庭課・保護課・高齢者福祉課・保険健康課
産業経済部	農林課・商工観光課・水産課・国土調査課

##### ○ 行政監査

重要物品管理

##### ○ 例月出納検査

毎月中旬実施

##### ○ 決算審査

一般会計、特別会計、基金運用状況、公営企業会計（下水道・病院・介護老人保健施設・水道）

##### ○ 健全化判断比率及び資金不足比率審査